

漁業権の一斉切替えにおける漁業権の免許の状況

- 令和5年9月以降行われた漁業権の一斉切替えにおいて、全国で区画漁業権7,725件、定置漁業権1,688件、共同漁業権4,790件が免許されました。
- 区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権ともに、それぞれ約9割が、類似漁業権として既存の漁業権者(漁業者等)に免許されました。
- 新規の漁業権として、区画漁業権682件、定置漁業権50件、共同漁業権41件が免許されました。

漁業権免許の実績

	区画漁業権	定置漁業権	共同漁業権	合計
漁業権数	7,725	1,688	4,790	14,203
うち類似漁業権数	7,043	1,638	4,749	13,430
うち新規の漁業権数	682 (280)	50 (8)	41 (23)	773 (311)

※カッコ内は新規の漁業権のうち漁場が新設され免許された件数

新たな区画漁業権の取組について

- 養殖業者による養殖規模の拡大に加え、近年の海洋環境の変化による漁船漁業の不振などに対応して養殖業との兼業に取り組むための新規免許の事例が増えてきている。
- 養殖規模の拡大や養殖業との兼業などの新規免許事例では、養殖魚のブランド化や短期養殖などにより付加価値を高める取組をあわせて行っている。

秋田県での漁船漁業との兼業

新たに区画漁業権が免許され、漁船漁業者が漁場を利用

- 漁船漁業の不漁を受けて、地域の若手漁業者が、株式会社を立ち上げて、県や漁協等と連携し、漁港区域内でサーモンの養殖試験を実施。
- 事業化の目途が立ったことから、本格的に養殖に取り組む。
- 他地域との差別化のためブランド化等の取組も進めている。



三重県での定置漁業との兼業

新たに区画漁業権が免許され、定置漁業者が漁場を利用

- 定置漁業者が、定置網で漁獲される産卵後の痩せたブリを短期間養殖し、付加価値を高めてから出荷。
- 餌は、漁獲した低利用魚を活用。
- この取組により、定置網を設置できない時期にも事業の継続が可能。



和歌山県での養殖の規模拡大

新たに区画漁業権が免許され、養殖漁業者が漁場を利用

- 養殖業者が、既存の漁場と併せて、新設された漁場を活用することで、養殖の規模を拡大。
- 和歌山県と連携協定を締結し、地域の特色ある養殖魚（ブランド魚）を生産。



新たな定置漁業権の取組について

- 定置網(定置漁業権)は、漁具を恒常的に設置し、他の漁業による漁場の利用を困難にすることや、来遊してくる魚を待ち受けて獲る漁法であることから、過密に設置することは出来ず、実態上、定置漁業権を増やして設定することは少ない。
- 他方で、定置網で漁獲される魚種は多種多様であり、地域における雇用も創出していることから、地域経済に大きく貢献。このため、既存漁業者の事業継続が難しくなった漁場などにおける新規参入や他の既存漁業者による規模拡大等が行われている。また、漁業者によっては、漁獲物の付加価値向上の取組が行われている。

秋田県での定置漁業の規模拡大

〔新たに定置漁業権が免許され、定置漁業者が漁場を利用〕

- ・ 定置漁業者が法人化し、既存の漁場と併せて、過去に廃止された漁場を活用することで、規模拡大を図る。
- ・ 水揚げした漁獲物の一部は、陸送して仲買人や水産加工業の多い八戸や石巻に出荷。



福岡県での漁船漁業との兼業

〔新たに定置漁業権が免許され、漁船漁業者が漁場を利用〕

- ・ 地元の漁船漁業者が、任意団体を設立し、今後の高齢化を見越して、時化の影響を受けにくく、島のすぐ近隣で操業できる定置漁業を行う。
- ・ 離島における唯一の大型定置網として、今後、定置網の漁獲物で六次産業化による加工品開発を検討。



従来免許されていた漁業権で今回免許されなかった漁業権

- 令和5年9月以降行われた漁業権の一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権で今回免許されなかった漁業権は、区画漁業権785件、定置漁業権107件、共同漁業権148件ありました。
- 今回免許されなかった漁業権のうち、適切かつ有効でないと判断されたことによるものは、区画漁業権322件、定置漁業権56件、共同漁業権59件あり、個別の事情によるものは、区画漁業権463件、定置漁業権51件、共同漁業権89件ありました。

免許されなかった漁業権

	区画漁業権	定置漁業権	共同漁業権	合計
免許されなかった漁業権	785	107	148	1,040
うち適切かつ有効でないと判断されたもの (漁場が利用されていない等)	322	56	59	437
うち個別の事情によるもの (漁業権放棄や漁業者の廃業等)	463	51	89	603

(参考1) 養殖における新規参入促進の取組

- 新たに養殖を営むためには、区画漁業権の免許が必要となりますが、新規で参入するに当たっては、養殖の適地となる漁場の選定や地元で操業する漁業者等との漁場の利用調整が必要となる。
- このため、高知県は、参入の円滑化を図るため、以下の取組を実施している。
 - (1) 令和5年度に県内全ての沿岸海域を対象に、波高や風速、水温等の既存のデータを用いて、養殖を開始することが可能な漁場を調査。
 - (2) 養殖業者を誘致するため、令和6年8月にダイレクトメールを全国の水産関連会社6,500社宛てに送付。
 - (3) 養殖開始等にあたっては、高知県が、地元の漁業者や漁協等の関係者との調整のための話し合いの場の設定等のサポート、必要な漁船や小割生簀の取得を支援。

土佐湾で養殖をはじめませんか？

高知県は、養殖業の事業規模拡大や新規参入に意欲のある事業者様を全力でサポートします！

高知県の養殖業

- ✓ 高知県では、マダイやブリ、クロマグロなどの養殖が営まれています。
- ✓ 計画生産が可能な養殖業は、これからの高知県の水産振興を図る上で欠かすことができないものです。
- ✓ 高知県では、設備投資や飼料削減技術の開発、人工種苗の導入に関するサポートのほか、マーケットイン型養殖業の推進のため、輸出や加工の振興も行っています。

新たな養殖漁場の調査

- ✓ 高知県の全ての沿岸海域を対象に、波高や潮流、水温等の既存のデータを用いて、養殖を開始することが可能な漁場の調査を行いました。
- ✓ この調査は、従来型の浮き小割のほか、大型の浮沈式小割を設置することも想定して実施しました。

規模拡大・参入に向けたサポート

関係者との調整

- ✓ 事業規模の拡大や養殖開始にあたっては、地元の漁業者や漁協との合意形成が欠かせません。
- ✓ 高知県では、これら関係者との調整のため、話し合いの場を設ける等のサポートをさせていただきます。

設備投資等への支援

- ✓ 養殖開始や事業規模拡大にあたって必要な漁船や小割の取得を支援します。
- ✓ 代表的な補助金としては、国の漁船リース事業や新リース事業があります（いずれの補助率も国が1/2以内、県が1/20又は1/10以内、市町村は任意）。
- ✓ このほか、施設の規模等に応じた各種の支援メニューや、借入金に対する利子補給等もあります。



(参考2) 漁業権について

	区画漁業権	定置漁業権	共同漁業権
漁業権の内容	一定の区画において養殖業を営む権利 	定置網を設置して漁業を営む権利 	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利
存続期間	10年又は5年	5年	10年
免許者	漁業者(個別) 又は 漁協(団体) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許	漁業者(個別) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許	地元漁協(団体) (組合員行使権者が行使)